

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年9月6日(水)午後1時33分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	和	弘	
2番	山	口	吉	広	
3番	藤	本	直	樹	
4番	上	田	幸	子	
5番	岡	井	文	彦	
6番	田	中	壽	嗣	
7番	内	田	裕	夫	
8番	石	塚	加	津	美
9番	西	村	九	三	男
10番	西	村	和	樹	
11番	西	野	英	紀	
12番	松	本	吉	博	
13番	森		一	博	
14番	加	瀬	千	代	
15番	寺	内	一	郎	
16番	戸	田	治	巳	
17番	内	田	孝	司	
18番	村	田	良	文	
19番	樋	口	敏	昭	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 9 番 西 村 九 三 男
 10 番 西 村 和 樹

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

6. 委員会に説明員として出席した者の職氏名

産業・環境政策課課長補佐	奥 隆 宏
産業・環境政策課農業振興係主査	近 藤 汎 之

7. 議 事

議案第 1 号	久御山町農業経営基盤強化促進基本構想の改定に関する意見について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
議案第 4 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（4 条届出）
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）

8. 会議の経過

(事務局長)

それではこれから、令和5年第9回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないように配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる8月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

4番 上田委員

5番 岡井委員

6番 田中会長

13番 森委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町農業経営基盤強化促進基本構想の改定に関する意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 3件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) 3件

議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 14件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出) 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 1件

(会長)

報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解
約の通知について(賃貸借合意解約) 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたしたいと思います。9番の西村九三男委員、10番の西村和樹委員、両名の方どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号久御山町農業経営基盤強化促進基本構想の改定に関する意見についてを議題といたします。それではまず、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、久御山町農業経営基盤強化促進基本構想の改定について、農業委員会の意見を求められているものです。

詳細につきましては、本日出席いただいております事業環境部産業・環境政策課農業振興係より説明をよろしくお願いいたします。

(農業振興係)

産業・環境政策課課長補佐の奥と申します。本日は農業経営基盤強化促進基本構想の改定に関する意見について、説明をさせていただこうと思います。担当から説明させていただきます。

(農業振興係)

担当の農業振興係、近藤と申します。よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます、失礼いたします。

では、お手元の資料、ピンクの表紙から始まる資料でございます。1枚めくっていただきまして、右上に四角囲みで「基本構想①」と書いてる資料がまずございます。久御山町農業基盤強化促進基本構想改定の概要、こちら1ページ。

次めくっていただきまして、右肩「基本構想②」、久御山町農業経営基盤強化促進基本構想案が基本構想②。この後もう一

(農業振興係)

つホチキス留めのが、あとのほうに続きまして「基本構想③」、こちらが案の見え消し版となっております。以上3つ主要な資料となっておりますが、基本構想②、③、大変ボリュームがございますので、ここでは基本構想①の1ページ、要点まとめを使ってご説明をさせていただこうと思います。よろしいでしょうか。それではご説明に入ります。

まず、基本構想とは、最初に基本構想についてご説明さしあげます。基本構想とはですね、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、10年後の久御山町における農業経営基盤の強化の促進に関する目標を定め、効率的かつ安定的な農業経営と人材の育成を目的に定めたものです。

主な内容といたしましては、1つ目、認定農業者さん、担い手と呼ばれるものだと思いますけれども、認定基準で、一定の所得や労働時間といった認定条件を定めています。

2つ目としましては、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を定めています。

3つ目は、認定農業者への農地集積率の目標を定めています。使われない農地を認定農業者さんに集めるという目的のもとで、久御山町全体の農地を認定農業者さんにどれだけ集積するか、その数値目標を記載しています。

最後に4つ目としまして、利用権設定等の事業に係る根拠を定めています。

次の項目、改定が必要となった理由、こちらなんですけれども、この本基本構想の根拠となる農業経営基盤強化促進法、こちらが改正されまして、令和5年の4月に施行されました。このときの法改正の主な内容としましては、各市町村が地域農業の将来計画とされる地域計画を令和7年3月までに策定することとされたところなんです、これに伴いまして、京都府では同法に基づき定めていました、京都府農業経営基盤強化促進基本方針を令和5年6月に改定されました。各市町村の基本構想はこの京都府の基本方針に基づいて定めていることになっていきますので、今回、久御山町を含めた各市町村におきまして、法改正や京都府の基本方針の改定を、それぞれの市町村の基本構想に反映させることになりました。

(農業振興係)

なお、市町村で基本構想を変更する際には、農業委員会及び地元の農業協同組合に意見を聴取することと法律で定められておりますので、今回、議案として、農業委員会さんに意見を求めるものでございます。

次いきます。本町基本構想の主な改訂内容、(1)「地域計画」に関連する記載を追加、というところなんですけども、地域計画とはというところで、3点にまとめています。

1つ目としましては、誰が、どこの農地で、どんな作物を、どのように生産するのか、を地域で話し合い作り上げていく将来計画である。

2つ目として、1筆ごとに将来の利用者を表示した「目標地図」の作成を目指して、協議の場を設けること。

3つ目として、目標地図を基に地域計画を定めて、これを根拠とした農地の貸し借りを促進して、農地の集積・集約化を図ること。

以上が地域計画というものになります。

次に、(2)農地利用集積円滑化事業に関する記載の削除でございます。これは地域計画が関連しておりまして、これまで農地の集積を図る事業の1つとして農地集積円滑化事業を実施してまいりましたが、今後は地域計画によりまして、農地の集積を図ることから、こちらの事業に関する記述を削除するところでございます。

次に、(3)情報の時点修正です。今回の改定、この方針、約9年ぶりとなります。ですので古い情報とか指標、目標になっているところを現状に合わせて修正、再設定したところでございます。

最後に、(4)今後の流れ。先ほども申し上げましたけれども、今回、①農業委員会及び農業協同組合、ジェイエイ京都やましろさんなんですけれども、の意見を聴取させていただいているところです。その後、②京都府へ本基本構想の改定案を提出して協議を行います。

最後に、③京都府の同意を得て、久御山町が公告を行い、本基本構想が施行されることとなります。時期としては、今月末、9月末を予定しております。

(農業振興係)

基本構想の改定の概要につきまして、説明は以上となりますけれども、お手元の資料、ちょっと繰り返しにはなりますけれども、基本構想②につきましては、改正後の基本構想案でございます。その次のホチキス留めの基本構想③につきましては、今回の修正内容を赤字で見え消ししたものになりますので、また各自お目通しいただきまして、細かい説明は割愛させていただきます。なお、先行しまして、京都府の担当者さんにですね、②、③の案をですね、事前にチェックしていただいていることは申し添えさせていただきます。

以上、すみません、駆け足でしたが説明とさせていただきます。

それでは、ご質問あります方いらっしゃいますでしょうか。

(会長)

なかなか1回くらいの説明でこれを説明せえって言われたら何を言うていいんや、さっぱりわからんわっていうのが実感やと思うんですけども、これより簡単に言うたらどういうことなんやろ。なかなかちょっと理解がしがたい部分があると思うんですけども。

(農業振興係)

基本構想っていう名前にはなってるんですけども、久御山町の農業の基本的な計画の、今後10年間の計画と見ていただいて結構です。我々も農業施策色々してるんですけど、農業委員会さんのほうでも色々農地の貸し借りなり売買が中心だと思ってるんですけども、色んな手続きとかで関わっていただいているんですけども、そういった際に、やはり根拠となるような指標であるとか、当然、法律が基にあるんですけども、久御山町としてのそういったベースとなるものが必要やということで、一応、法律上もこういったものを各市町に整理しなさいってことになっておりますので、今回こういったものを、元々あったものなんですけども改定っていうことでさせていただきます。元々が古いものなんですけども、今回、説明したとおり、この後の研修ですかね、でもあるように目標地図と地域計画というものを作っていくっていうことで、この2年の間に農業に関するや

(農業振興係) り方といたしますか、施策のほうは方針になっておりますので、そのために、そのベースとして、今回こういったものを改定させていただくことになっております。以上でございます。

(農業振興係) ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(●●委員) これね、改定ってなってるんやったら、前のがあるよね。それに対してどう改定してるのかを具体的にもうちょっと説明するほうがわかるんちゃうかな。

(農業振興係) 前の案と比べて、どのあたりが変わってるか。それではですね、お手元資料のちょっと分厚いほうなんですけども、基本構想③、赤で書いている資料、ポイントポイントではあるんですけども、見ていただこうかなと思います。こちらの資料になります。

まず1枚めくってもらって、目次がまず書いてあるんで、さっとお目通しただけならなと思うんですけど、ここで第1に要は目標が書いてあって、第2にそのイメージとなる指標が定められています。第2と第2の2ですね。第3に農業の担い手に関する確保の仕方、育成の仕方、そういったことが書いてあったりします。第4に農用地の利用の集積に関する目標とか、要は貸し借りのあたりですね、そのあたりの根拠となるようなものが書いてあったりします。第5、基盤強化促進事業に関する事項、それもここらへんに根拠を定めているんですけども、それでは、どのあたりを変えたかっていうところなんですけれども、まずは時点修正とかしたところですね、3ページ目を見てもらったらいいかかなと思うんですけど、目標を謳う上でですね、今、現状、久御山町ではどんな農業の状況になっているんだっていうところで、色んな統計からですね、数字を拾ってきました。それを9年ぶり改訂したところですね、最近やった統計で数字を修正したりしています。

次に12ページを見ていただきましょうか。12ページ、第3、農業を担う者の確保及び育成に関する事項、要は農業の農家さんたち、どんな方々に久御山町の農業を担っていただく

(農業振興係)

か、そういった話をするところでございます。元々も改訂前はですね、認定農業者さんを中心に農業を盛り上げていこうと、認定農業者さんになるべく農地を集積していこう、荒れた荒廃農地、そういったことが現状、どこの市町村でも問題になっていると思います。そういった荒廃農地を誰にお任せしたら有利に問題が解決されるかってところで、認定農業者さんを認定させてもらって、そういった方々にお任せしていくというのが大きな流れではあったんですけども、今回の改訂では、認定農業者さんのみならずですね、例えば新規に農業を始めたい方とか、元々農家さんではなかった方々が退職されて農業を始める方とか、そういった色々なタイプの農家さんも支援していこうというようなことが触れてある、そういった内容の改訂になってございます。

16ページを見ていただきたいと思います。先ほども口頭で申し上げたんですけども、荒れた農地を認定農業者さんに集めていく、その数値目標を実はかかげております。元々、16ページの上のほうで久御山町全域で46パーセントとしていました。この9年間でですね、見事達成されましてですね、令和5年の3月末時点ですでに52.4パーセントが認定農業者さんに農地が集まっている状態だと。今後の10年間で次どれくらいの目標を立てようかなというところで、結構右肩あがりでもございましたので、それを緩和して62パーセントくらいというような数値目標をグラフを作ってですね、数値目標を立てさせていただいたところでございます。

次、18ページですね。第4から第5になってる農業経営基盤強化促進事業、なんのこっちゃっていう感じだと思うんですけども、この中でですね、今回、法律の改正でいちばん大きな、地域計画を皆で作らしようというところがあります。この地域計画についても、この基本構想の中で触れていきたいというところで、このページの真ん中あたりにですね、1、地域計画の策定という項目を付け足しまして、このページの下でも真っ赤になってるんですけども、地域計画の策定、要は地域計画を作るにあたって、どういうふうにやっていくか、皆さんの協議の場を作ろう、どういうふうに開催しよう。次のペ

(農業振興係)

ーじいったら、協議の場の参加者、誰が協議に入るのか。その後、地域計画の区域の基準、(4)地域計画の策定に向けた進め方、そういったことを色々追加してございます。

なお、この内容につきましては、京都府さんの基本方針、これに沿って追加しているものでございます。なので、久御山町のみならず、京都府全域の市町村で同じような姿勢でこういった基本構想を通っていくというような流れになってございます。

後はちょっと細かくなりますが、35ページ見ていただきましょうか。35ページのいちばん下のほう、消されているところですね、二重線で。第5、農地利用集積円滑化事業に関する事項、こちらに関して、農地利用集積円滑化事業というものの根拠を書いていたところなんですけれども、今回の法改正によりまして、その根拠は地域計画が根拠にあるというような話になりました。ちょっとテクニカルな話で申し訳ないんですけれども、そういった法改正を受けて、事務処理的に、ここは削除して、地域計画に根拠を移しますよということでございます。

以上、ちょっと大雑把ではございますが、改定したものとさせていただきます。だいぶ駆け足で、だいぶ大雑把だとは思いますが、もし何かご不明な点、ご質問等がございましたらですね、遠慮なくお聞きください。

(事務局)

説明していただきましたので、引き続き採決のほう、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

今、町のほうからですね、説明を願ったんですけど、なかなか理解しにくい部分が多々あるかというふうに思います。いちばん変わったところですね、目玉的な、地域計画を立てなさいよってというのがいちばんの大きな柱かなというふうに、僕は理解してるんですけども、そういうのでよろしいですかね。以前から農業委員会のほうでも言われてたとおりでですね、これからその地域をどのように活用、作り手を探しながら利用していくかというようなところへんがいちばんの改訂かなと思っておるんですけども、何か皆さん方からご質問等、ございませんか。

(会長)

私も質問出せっていうのも少しどうなんかなと思いつつ言っておるんですけども、何か皆さん方から思うようなところがあればですね、忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。大きな点はですね、今、言うた点が大きな改正点ですね、後の部分につきましては、ほとんど従来通りというふうに思っておりますけども、どうです、よろしいですか。1回の説明で理解せえっていうのは少し酷な感じがするんですけども、とりあえず今日、議案として提出させていただいておりますので、皆さん方のご意見がなければですね、ここでこれでいいかどうかの判断を皆さん方からいただかないとだめなことになっておりますので、特にご意見ご質問等がなければですね、採決をいただきたいなというふうに思いますが。

(●委員)

何の裁決をするんや。

(会長)

これで意見がなしか、意見があるかどうかの採決です。この改正でいいかどうかっていう話なんですけども、あかんやったらあかん。この改定でよろしいですかっていう採決っていうふうになる、ご意見ありませんかっていうことです。

(●委員)

わかってへんかったら通せへんで、ご意見なかったらそんでええんか。

(会長)

ご意見ございませんかっていうことで、皆さんがどう言うか、意見を頂戴をいたしたいと思っております。

それでは、議案第1号の説明が終わりました、この件につきまして皆さん方からご意見ご質問等はよろしいでしょうか、ございませんか。

それでは特に、ご意見ご質問もないようですので、農業委員会の意見として、「意見なし」ということで採決を行いたいと思っております。

(会長)

この案件は委員さんだけでなく、農業委員さんと推進委員さんすべての委員さんに挙手を求めることになっておりますので、挙手のほうよろしく願いをいたしたいと思います。

再度になりますけど、議案第1号について、「意見なし」と町長に回答することに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、「意見なし」として、町長に回答をいたしたいと思います。

それではここで、事業環境部産業・環境政策課の方には退席をよろしく願いいたします。

(農業振興係)

どうも、ありがとうございました。

(産業・環境政策課 午後2時05分 退席)

(会長)

それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●委員)

議案第2号受付番号25から受付番号27の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号26の●●●●●●については、草が少し生えていましたが、譲受人が容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われま

す。その他の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、議案第2号受付番号25の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号25について、議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書3ページをご覧ください。

なお、こちらの案件は譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人本人に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施していただきました。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、新規就農者に対するヒアリング調査の結果をですね、調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第3条許可の要件である効率的に耕作することができるか、農作業に常時従事できるか、地域との調和要件を満たせるか、などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題がないと思われま

(会長)

議案第2号受付番号25、この案件につきまして、現地調査とそれからヒアリング結果の報告を願いましたけども、皆さん方、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にございませんか、よろしいですか。

それでは、特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号25を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号26の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号26について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。先ほど、現地調査の報告で草が生えていたとのことでしたが、本日、お配りさせていただいております、右上に資料Bと書かれた1枚ものの写真なんですけども、このとおり、現在は草刈りがされております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号26、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。草刈りの状況はそういう状況になっております、現地調査のときは若干草が生えておったんですけども、本日、その後の処理がですね、草刈りの処理がちゃんとされておるということを、事務局のほうで確認を願っております。いかがでしょうか、ご意見ございませんか。

特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第2号受付番号26を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号27について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号27について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施させていただいております。内容については、議案書7ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

(事務局)

い。

ここで、農地所有適格法人について、少しご説明をさせていただきます。法人が農地の所有権を取得するためには、農地所有適格法人でなければいけません。農地所有適格法人になるためには、法人形態要件、議決権要件、事業要件、役員要件のこの4つのすべての要件を満たす必要があります。本日お配りさせていただいております、資料Aと右上に書かれた、資料Aをご覧ください。

まず、法人形態要件ですが、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかでなければなりません。なお、株式会社の場合は資料の通り、株式譲渡制限会社、公開会社でない、に限りますので、株式を他人に譲り渡す際、簡単に譲り渡せないような会社である必要があります。

次に、議決権要件とは、株式会社の場合ですと、株主の要件になります。例えば、その法人に農地を貸している人や、その法人の農業常時従事者等の農業関係者の議決権が、総議決権の2分の1を超えていなければなりません。

次に、事業要件ですが、主たる事業が農業であることです。資料に記載されていますが、例えば農産物の製造、販売、農作業の受託なども農業に含まれており、この農業の売上高が全体の売上の過半を超えていなければなりません。

最後に、4つ目の役員、経営責任者の要件ですが、こちらは株式会社でいうと取締役の要件にあたり、役員のおよ半の者が農業に常時従事、常時従事とは原則年間150日以上農業に従事していなければいけません。

また、その役員又は重要な使用人のうち、1人以上が原則年間60日以上農作業に従事していなければいけません。農業と農作業の違いなんですけど、農業とはデスクワーク等も含んだ農業に関する全般の業務のことを指しており、農作業というのは実際に農地に出て作業を行うことになります。

この以上4つの要件を全て満たした法人が、農地所有適格法人ということになります。

農地所有適格法人の説明は、簡単なんですけども、以上とさせていただきます、議案書のほうに戻っていただいて、農地法の第

- (事務局) 3条第2項の判断基準に基づき作成しました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたします。
- (●委員) 農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。
当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員すべての要件について、満たしているものと思われま。
- (会長) 議案第2号受付番号27、現地調査の報告と、農地所有適格法人の事前審査の報告を併せてしていただきましたけども、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。
いかがでしょう、よろしゅうございますか。
- (●●●●●) はい、ひとつちょっと。
- (会長) はい、どうぞ。
- (●●●●●) 売上高のところね、法人要件確認書のほうで、売上高、農業で2,900万、2,500万っていうのは、内訳はどういう風にして確認されたんですか。
- (事務局) 毎年、農地所有適格法人の報告っていうのをこの法人に関わらずいただいているんですけども、その中で決算書の写しをいただいてまして、そこでは売上高としかあがってこないの、細かい詳細の内訳までっていうのは、今わからない状況ですね。
- (会長) よろしいですか。

(●●●●●)

農業での。

(事務局)

そういう意味ですか。売上自体は農業だけの法人なので、先ほど説明させていただいた通り、農業が半分以上でなければならぬというのをお伝えさせてもらったんですけど、この法人に関しては全てが農業の売上になってます。

(●●●●●)

どうやって確認なさったんですか。

(事務局)

決算書の写しをいただいているので、農業での売り上げが100パーセントというふうな形で確認はさせてもらってます。

(●●●●●)

そんな利益が上がる農業があったらこちらに教えてほしいんですけど。だからどういう売上か、説明お願いします。5,000万も売上があるような、年間2,500万、それも2人しか仕事してはらへんのやろ。

(事務局)

今回、農業に従事しているのは、6ページの右下に11人と、7ページの右下のほうっていうのは、理事等の総数に当たりますので、実際、耕作というか、作業というか、をさせていただいてるのは6ページの右下の11名でしていただいていることにはなります。

売上のほう、例えばどこに何を出荷したかとかまでの細かい内訳っていうのは、決算書の写しでしかいただけていないので、細かく詳細っていうのはなかなか。

書類上でいただいているのは決算書の写しまでになるので、出荷先であったりっていうのは出てくるものではないです。

(会長)

●●よろしいか。そのほか、何かご意見ご質問は、はい、●●委員。

(●●委員)

これ、●●●●●って先ほど裁判されてるって話だったんですけど、この件に関しては、別に何も問題ないんですか。

(事務局)

先ほどそのような形でご説明をさせていただいたんですけど、今、実際、訴訟が起こっている案件ではないので、別件になってくるので、これを受け付けないとかってというのは、別で考えていただけたらなと思いますね。法的に今、訴訟が行われてるから出来ないっていうわけではないです。

以前、1年前の時は、事務局もどういうふうな形で農業してるのかっていうのは説明は求めさせていただきましたけど、具体的な返答がなかったので、ああいう結果にさせていただいたんですけど、今回は委託の契約書であったりとか、そういうのも全部提示していただけてますし、農機具がどうなのかであったりとかってというのは窓口で、事務局のほうで確認はさせていただけてますので、1年前の状況と今の状況と変化は生まれてきてます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

大丈夫です。

(会長)

その他、何かご意見とご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。その他、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号27を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。よろしいですか、どうです。賛成多数でいきますか。

賛成多数。ということで、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号28の案件は、本日は取り下げってということになっておりますので、次ですね、これで3条は全て終わったということですね。

それでは、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

- (会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第3号受付番号2から受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 続きまして、受付番号2の説明を事務局から説明をお願いをいたします。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号2について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書12ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。
会長よろしくお願いたします。
- (会長) 議案第3号受付番号2、この案件につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようございませす。
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いをいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号3について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号3について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号3、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いをいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号4について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号4について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号4につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。はい、●委員。

- (●●●委員) ちょっと聞きたいんですけども、これ、耕作面積って書いてるけども、実質の面積は書いてないね、自分のところで耕作してる面積。
- (事務局) 例えば、貸されてるとかっていうのは。
- (●●委員) いやいや、自分のところで作ってる、自分が作ってる面積。これは納税猶予の出たある番地だけやね。耕作面積というのは、どういう意味。これ、今まで3つあってんけども、3つともやけども、1反ほどやけど100日も200日も、働いてるって書いてるけども、これどうなん、わからへん。
- (事務局) 今回の受付番号4で言いますと、16ページに記載させていただいてる耕作面積であったり、農作業の従事日数っていうのは、全ての経営面積で書かせてもらってます。
- (●●委員) これ2反ほどやろ。
- (事務局) 納税猶予にかけるのが15ページの2筆。
- (●●●委員) それはわかるんねんけども、ほんならこれ、作業日数、おかしいやろ。
- (事務局) これ自体は相続人さんが農業経営をされている状況。
- (●●●委員) それは1町も2町もあつたらわかるねんけども、これ1反か2反しか、耕作面積がこんだけしかないのに。
- (事務局) いちばん右の備考欄に従事者って3名って書かさせてもらってるんですけど。
- (●●●委員) 耕作面積がわからへん。3人で、2反ほどを3人でやるの、900日も。

- (事務局) そうですね、2, 973 っていうのを3名で900日。
- (●●●委員) 2反ほどやで、田んぼやで。
- (事務局) 365日かける3名以上の日数にならなければ、おかしくはないので。
- (●●●委員) 面積見てたらこれ、1反って書いてある所見てたら、900日もここで働いてるって、3人も。そらわかるんやけど、今まで3つともそうやねん。1反しかないのに、1反で300日、毎日行かなあかん、意味わからへん。草刈り、毎日すんのか。
- (事務局) うちとしましては、1人あたり365日を超える数字っていうのではないので。
- (●●●委員) 他に持ってたらええけどな、その面積がわからへんさかいにな、このまま言うたら、1反で100日も200日も田んぼで働けて言われたら、まあ無理やで。
- (事務局) ここの経営がそういうふうな形になるので、反対に少なければちょっとあれなのかもしれないんですけど。
- (●●●委員) いや、耕作面積と作業日数が合わへんさかいにな、面積が、計算したら。
- (事務局) ●委員が言わはるように、それぞれの農業者さんで、この作業に関して何日とかっていうのはおおむね持ってはると思うんですけど、ここに関してはこれで3名の方が、内訳言いますと各300日、おおむね300日の合計したら900日っていうふうな形で出てきてまして、どれくらいの1日をどれくらいの時間そこに行ってはるのかとか色々あるとは思いますが。

- (●●●委員) 畑やっちはるんやったらわかるけども、田んぼでこれしてみ、2反作ったって60日もかからへんで、絶対に、1人で。
- (●●委員) 1反を何日やるかわからへん。田んぼと限らへんで、その1反がな。
- (●●●委員) いや、写真あるやんけ。
- (●●委員) 3反の分やで。この2反は田んぼでわかるけどや。
- (●●●委員) 耕作面積2反しか書いてあらへん。
- (事務局) 要件として、農機具もこんだけ記載させてもらってるんですけど、実際、申請があったときにそういうふうな形で、申請受付させいただいていますし。
- (●●●委員) 耕作面積もっとあんのやと思うで、思うけども、納税猶予受けてはるのこんだけや。
- (事務局) ひょっとしたら、うちで把握させてもらってるこの方の経営面積っていうのはこういうふうな形になってますので。
- (●●●委員) 全体でなんぼあるのかっていうのがわかったらわかるねんけどな。
- (事務局) 全体で3反ですね、2,973。
- (●●●委員) いや、家で持ってはる人がそんな。
- (●●●●●) なんでや、耕作面積って書いてあるさかいに。
- (●●●委員) 耕作面積やさかいに、もっとあるはずやで。

- (事務局) 耕作面積なので、この16ページに記載させていただいてるのが、この方の、この経営体の経営する面積。
- (●●●委員) 納税猶予受ける者がそんだけやろ。おれはトータルを聞いているんや。
- (事務局) トータルがこれにあたります、16ページの。そのうち15ページの2筆ですね。
- (●●委員) 2筆足したらだいたい1,900。
- (事務局) 1,982なんですけども、これが納税猶予の対象となる農地っていう形になるので、実際は3反。3名の方が各々300日の900日というふうな形です。
- (●●●委員) 毎日、田んぼの水見に、毎日。
- (●●●●●●) 3人で毎日。こんだけの機械持つてはるもんね、すごい投資や。
- (会長) ●委員、よろしいですか。
- (●●●委員) 俺はええけど、皆がオッケイしはったらそれでいいねん。ほんまにそんなしてはるんかな思って聞いただけで。
- (●●●●●●) たまたまそうだったんや。
- (会長) その他、何か特にございませんか、よろしいですか。
それではその他、特にご意見ご質問ないようですので、採決に入ります。
議案第3号受付番号4について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長) 全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号、利用権設定に入りたいと思います。議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

(●●●●●委員 午後2時36分 退席)

(会長) まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号57から受付番号70の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長) それでは、議案第4号、まず受付番号57の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号57について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、所有者が亡くなったのですが、まだ相続がされていないため、相続人全員の名前を記載しています。

(●●●●●委員 午後2時37分 入室)

(事務局) また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第4号受付番号57につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号57について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号58について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号58について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号58の案件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号58について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号59と報告第3号の農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知については、

(会長)

関連をする内容ですので、まとめて審議をします。まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号59について説明する前に、関連する内容として、報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3を先に報告します。

報告第3号受付番号3について、議案書40ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

本件については、令和5年8月7日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第4号受付番号59について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。借り手については、経営面積がゼロとなっていますが、貸し手の娘さんで、現在は久御山町内の他の農業者さんの元で従業員として農業を勉強中とお聞きしています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じ10ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長)

議案第4号受付番号59及び報告第3号受付番号3、この2件の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号59について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きますして、議案第4号受付番号60について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号60について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書24ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号60について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第4号受付番号60について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きますして、議案第4号受付番号61について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号61について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号61について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号61について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第4号受付番号62について、事務局から説明を願います

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号62について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号62について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号62について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第4号受付番号63について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号63について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書30ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号63、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号63について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第4号受付番号64について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号64について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書32ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号64について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号64について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号65と66の案件は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号65について、議案書33ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号66について、議案書33ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書34ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページと17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号65と受付番号66、この2件の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号65と受付番号66について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号67から受付番号70の案件は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号67について、議案書35ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号68について、議案書35ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号69について、議案書36ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号70について、議案書36ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書37ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページ、19ページ、20ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号67から70ですね、この4件になるんですが、4件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号67から受付番号70について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条の届出の案件です、受付番号4と報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条の届出、受付番号5ですね、は一体の開発ですので、まとめて事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号4について、議案書38ページをご覧ください。

(事務局)

次に、報告第2号受付番号5について、議案書39ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。どちらの案件も、市街化区域の農地を農地以外のものに転用する場合の届出で、報告第1号は所有者が自ら転用するので農地法第4条の届出、報告第2号は所有権の移転も伴いますので農地法第5条の届出となっています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の21ページをご覧ください。

本件については、報告第1号は令和5年8月16日付け、報告第2号は令和5年8月7日付けで会長専決をいただき、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号4と報告第2号受付番号5の報告が事務局からありましたが、この2件につきまして何かご意見ご質問等があれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見ご質問がないようですので、それではこれで、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時52分 終了 —————